

第13次鳥獣保護管理事業計画の策定

「鳥獣保護管理事業計画」の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、国が定める基本指針に則して、県知事が、地域の鳥獣の生息状況に応じた鳥獣保護管理事業を実施していくために定める計画

I 計画の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）	VII ツキノワグマの保護管理	・年間捕獲可能頭数の上限を定めて捕獲管理等
II 鳥獣保護区、特別保護地区及び休獵区	<p>1 鳥獣保護区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 39、うち計画期間中の更新予定箇所数24、新規・変更・廃止予定なし</p> <p>2 特別保護地区の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数 10、うち計画期間中の更新予定箇所数 6、新規・変更・廃止予定なし</p> <p>3 休獵区の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし</p> <p>4 鳥獣保護区等の整備等 ・標識類、巣箱・給水施設等の整備及び管理に係る年次計画</p>	VIII カワウの管理	・現在のコロニーへの封じ込め等
III 鳥獣の人工増殖及び放鳥	・地域個体群の交雑による遺伝的な搅乱を防ぐことができないことから放鳥は行わない。	IX 鳥獣の生息状況の調査	・鳥獣生息分布等調査 ・ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 ほか
IV 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	<p>1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方</p> <p>2 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ・学術研究、鳥獣保護、鳥獣の管理、その他</p> <p>3 その他、鳥類の捕獲等に関する事項 ・捕獲許可した者への指導、鳥類の飼養登録、販売禁止鳥獣の販売許可 ○錯誤捕獲の防止のための対応 ○鳥獣の市街地出没に対する対応</p>	X 鳥獣保護管理事業の実施体制	<p>1 鳥獣行政担当職員の設置等 2 鳥獣保護管理員の設置等 3 保護及び管理の担い手の育成及び確保 4 鳥獣センター 5 取締り ・違法な狩猟や飼養の取締りに関する事項の年間実施計画 ○狩猟者の知識・技術の向上の取組</p>
V 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区	<p>1 特定猟具使用禁止区域の指定 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数105、うち計画期間中の更新予定箇所数63、新規 1・廃止 1・変更予定なし</p> <p>2 特定猟具使用制限区域の指定 ・既指定箇所数 0、新規予定なし</p> <p>3 猟区設定のための指導 ・既設定箇所数1、計画期間中の更新予定・新規・変更・廃止予定なし</p> <p>4 指定猟法禁止区域 ・指定等計画（新規指定、区域の拡大・縮小、期間の変更等） ・既指定箇所数1、新規・変更・廃止予定なし</p>	XI その他	<p>1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題 2 狩猟の適正化 3 傷病鳥獣救護への対応 4 感染症への対応 ・関係機関との連絡体制整備 ○感染症対策の情報収集 ○関係部局との連携・情報共有</p> <p>5 普及啓発 (1) 鳥獣の保護管理の普及啓発(探鳥会、ポスター・コンクール等) (2) 安易な餌付けの防止 (3) 猟犬の適切な管理 (4) 愛鳥モデル校の指定 (5) 法令の普及徹底</p>
VI 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成	<p>1 第一種特定鳥獣保護計画の作成方針 ・対象鳥獣なし</p> <p>2 第二種特定鳥獣管理計画の作成方針 ・ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルを対象鳥獣とし、計画期間、対象区域等を設定</p> <p>3 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成方針 ・対象鳥獣について実施計画を毎年度作成 ○推定生息数を活用した数値目標や評価可能な目標設定による推進 ○都県をまたぐ広域的な捕獲の強化</p> <p>4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 ・第二種特定鳥獣管理計画に指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項を定める</p>	<h2>鳥獣保護管理に係る計画体系</h2>	

第13次鳥獣保護管理事業計画 (5ヶ年計画)

第二種特定鳥獣管理計画（5ヶ年計画）
(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)

ツキノワグマ保護管理指針（5ヶ年計画）

カワウ管理指針（5ヶ年計画）

実施計画
(年度計画)